

鶴ヶ島市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年10月4日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

鶴ヶ島市商工会

4 監査の着眼点

令和5年度において市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和6年9月25日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、交付された補助金は目的に従って適正に執行され、事業も計画に沿って実施されており、出納その他の事務の執行も適正に処理されていると認められた。

今後も、適正な事務執行に留意し、事業の円滑な運営と地域経済の健全な発展に努められるように期待する。

8 団体概要

別添のとおり

鶴ヶ島市商工会概要

- 1 名称 鶴ヶ島市商工会
- 2 所在地 鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘855番地
- 3 設立目的 本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 4 設立日 昭和36年7月12日
- 5 会員数 1,051名（令和6年3月31日現在）
- 6 事業内容
 - (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
 - (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
 - (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
 - (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
 - (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
 - (7) 埼玉県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業及び全国商工会会員福祉共済事業の業務を行うこと。
 - (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
 - (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
 - (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
 - (11) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
 - (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
 - (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
 - (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

7 役員数 23名（定数23名）

会長 1名

副会長 2名

理事 18名

監事 2名

8 事務局 8名

事務局長 1人

主査 3人

主任 3人

主事 1人

9 令和5年度の事業概要

(1) 会員事業所福利厚生事業（従業員定期健診、生活習慣病検診）6月

(2) 鶴ヶ島市商工会事業継続力強化支援計画の策定 10月

鶴ヶ島市商工会経営発達支援計画の策定 10月

(3) 鶴ヶ島産業まつり 令和5年11月11日、12日

(4) 創業支援事業（つるがしま創業塾）令和6年1月～3月（4回開催）

(5) 新春講演会 令和6年1月24日

10 令和5年度市補助金にかかる収支状況

収入額	10,000,000円	支出額	10,000,000円
-----	-------------	-----	-------------